

「いわての新しい観光推進事業業務」

業務仕様書

令和2年9月
岩手県

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがありますので、御理解をいただいた上で、応募ください。

いわての新しい観光推進事業業務 業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわての新しい観光推進事業業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下においても地域での観光消費額を向上させるためには、顧客単価及び滞在日数を上げることが必要である。

このことから、観光地域づくり法人（候補法人を含む。）や観光協会、その他、観光地域づくりに携わる団体（以下「観光地域づくり法人等」という。）を中心とした地域の取組を支援し、新しい旅行スタイルに対応した付加価値の高い旅行商品（以下「高付加価値型旅行商品」という。）の造成及び販売等を行う。

高付加価値型旅行商品のイメージ（例）

- ・ 宿泊料金内で施設内外の全てのサービスを楽しむことができるオールインクルーシブプラン
- ・ 治療・湯治・断食といった健康などをテーマとした長期滞在型プラン
- ・ 地域の生産者と連携し地元素材で創る泊食分離プラン 等

(2) 業務名及び数量

いわての新しい観光推進事業業務 一式

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託料の上限額

19,190千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 旅行商品造成支援業務

ア 提案内容

高付加価値型旅行商品の造成に係る観光地域づくり法人等を中心とした地域の取組への支援について、企画提案すること。

イ 仕様等

- ① 造成する旅行商品のテーマやサービス、販路に知見があり、経営支援や高付加価値型旅行商品の造成を手掛ける専門家を地域に派遣すること。
- ② 地域が主体となった旅行商品とするため、観光地域づくり法人等へのヒアリングを行いなが

ら、観光地域づくりに関する地域の関係者（飲食、宿泊、交通、文化財、国立公園、農泊、アクティビティ、農林水産業、商工業等の関係者）との連携による高付加価値型旅行商品の造成を支援し、観光地域づくり法人等の機能強化を図ること。

③ 造成支援は岩手県の4広域振興圏（県央、県南、沿岸、県北）ごとに実施することとし、造成支援件数は全県で10件程度とすること。

※ 4広域振興圏の各所管区域は、以下のとおり。

- ・ 県央：盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
- ・ 県南：花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町
- ・ 沿岸：宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
- ・ 県北：久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

④ 造成する高付加価値型旅行商品については、以下の要件を充たすこと。

- ・ 地域の特色を生かした、持続可能なものであること。
- ・ 観光客が安全・安心に観光を楽しむことができるよう、移動から宿泊、体験に至るまでの全プロセスにおいて新型コロナウイルス感染症への対策を徹底した、新しい旅行スタイルに対応するものであること。
- ・ 旅行業法その他の法令等への適合、旅行保険、事故発生時等の危機管理体制に留意したものであること。

⑤ 各種料金や催行可能人数、実施期間、在庫管理方法等、旅行商品の特性に応じた販売オペレーションの整備を支援すること。

⑥ 造成支援を行った高付加価値型旅行商品については、令和3年1月から2月頃までに販売できるようにすること。

⑦ 造成支援を行う地域や内容、手法等の詳細については、県と協議の上、企画の方向性を決定すること。

(2) 販売促進・情報発信業務

ア 提案内容

造成した高付加価値型旅行商品について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、高付加価値型旅行商品を好む観光客に訴求する効果的な販路及び宣伝・広報について、企画提案すること。

イ 仕様等

① 販路については、高付加価値型旅行商品を好む観光客に訴求するものとし、店頭その他、OTA等を活用して販売を促進するものであること。

② 宣伝・広報については、潜在顧客にも訴求するものとし、旅行雑誌やWEB、SNS等を活用した、より多くの観光客に選ばれ、商品の販売促進につながるような情報発信とすること。

(3) 地域へのフィードバック

本業務の実施結果及び効果の検証・取りまとめを行い、造成支援を行った観光地域づくり法人等や地域の関係者にフィードバックを行うこと。

(4) 事業効果を高めるための提案（自由提案）

その他、本業務の実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も委託料上限額の範囲内とすること。

(5) 委託業務完了報告書の提出

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

※ 当該報告書には、旅行商品の造成から販売までの各工程（現地ヒアリング、支援計画策定、オペレーション整備等）における実施結果等についての記載を入れること。

(6) 留意事項

ア 本業務の実施に際しては、マスクの着用や消毒液の設置、人が集まる企画における三密回避のための人数管理等、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底すること。

イ 本業務の実施状況について、任意様式により、随時、県に対する情報共有を行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、3(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、3(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、3(3)ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 30 年岩手県条例第 10 号）を遵守しなければならない。

(7) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

(8) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。